

○縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして特定するための要件について

平成26年7月18日

笠消告示第5号

笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和55年笠岡地区消防組合条例第2号）第49条の2第1項に規定する祭礼，縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして特定するための要件を次のとおり定める。

- 1 開催期間中における人出予想が延べ10万人を超える規模として計画されている催しであって，かつ，当該催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模として計画されているもの
- 2 前項に掲げるもののほか，火災が発生した場合の避難及び消防隊の進入が容易にできないなどの事由により，被害の拡大が予想されるものとして消防長が認めるもの

附 則

この告示は，平成26年8月1日から施行する。